

新型コロナウイルス感染症に伴う総合支援資金の特例貸付を受け終えた方へ

## 特例総合支援資金の再貸付のご案内 (ホームページ掲載版)

※令和3年11月22日に国による制度変更が行われたことに伴い、再貸付の内容も変更されました。  
それ以前に借入申込をした方、貸付を受けた方もこの内容が適用されます。

令和3年11月26日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言の延長等に伴う経済的支援策として、特例総合支援資金の再貸付(以下、「再貸付」)の申込受付をしております(受付期間:令和3年12月31日)。

概要は以下のとおりですので、内容をよくご確認いただいた上でお申し込みください。

なお、貸付には審査がありますので、審査結果によっては貸付できない場合があります。

**申込先:県内の各市町村社会福祉協議会**  
**申込期限:令和3年12月31日(消印有効)**

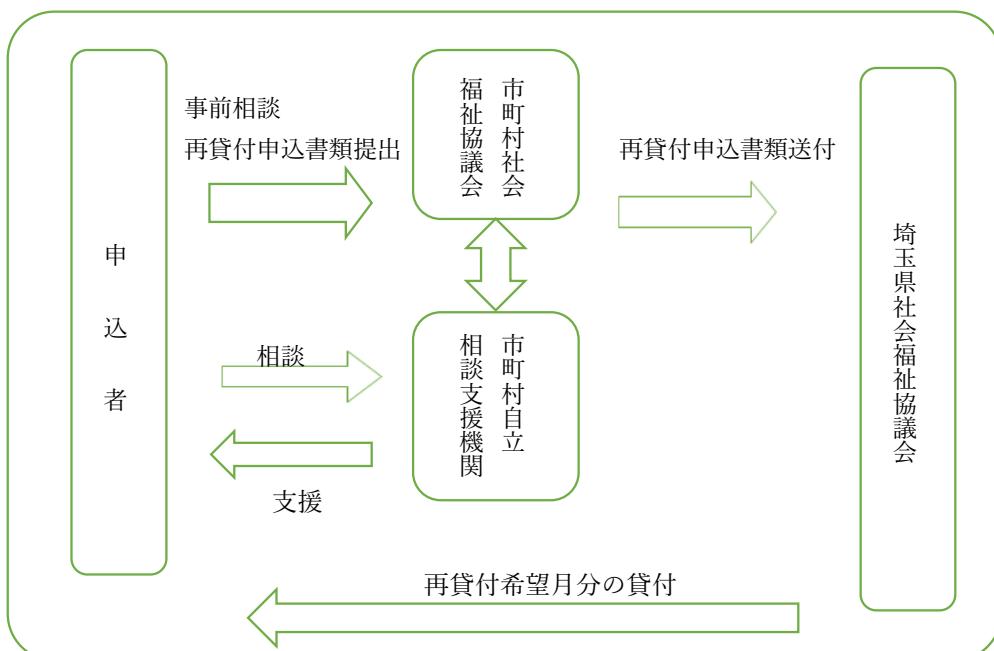
対象者	以下①②両方の要件を満たす方 ①令和3年12月末までに緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付が終了している方※詳細は次ページの「再貸付が受けられる方の例」をご確認ください。 ②自立相談支援機関による支援を受ける方 【上記①②の要件を満たしても申込対象外となる場合の例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護を申請中または受給中の方</li><li>・自己破産手続き中の方</li><li>・埼玉県外に転居した方（転居先の都道府県社会福祉協議会にお問い合わせください）</li></ul>
申込先	県内の市町村社会福祉協議会へ申し込み 注1 申込書等の提出方法は各市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」）によって異なるので、ご留意ください。 注2 原則として初めて総合支援資金の特例貸付申込をした市町村社協にお申し込みください。埼玉県内で転居をした方は、転居先の市町村社協にご相談ください。 注3 埼玉県社会福祉協議会に直接申込書等を送付された場合、書類を受け付けず、後日書類を返送します。 注4 申込期限を過ぎた場合、申込受付をすることが出来ませんので、ご注意ください。
申込時の必要書類	①総合支援資金特例貸付(再貸付)申込書 ②総合支援資金特例貸付(再貸付)借用書 ※個別の状況により上記以外の書類の提出を求めることがあります。 ※埼玉県以外の申込書・借用書の様式を使用した申込は受付できません。
貸付上限額(月額)	単身世帯 15万円以内 二人以上の世帯 20万円以内
貸付期間	最大3か月分
据置期間	1年 ※貸付決定後令和6年12月31日まで延長されます。詳細は、特例総合支援資金再貸付に関するQ&AのQ9をご確認ください
償還(返済)期間	10年間(120回)

## 再貸付が受けられる方の例

貸付月 パターン	R3.3月分	R3.4月分	R3.5月分	R3.6月分	R3.7月分	R3.8月分	R3.9月分	R3.10月分	R3.11月分	R3.12月分	R4.1月分	判定
A	☆	◇	◇	◇	◆	◆	◆					○ R3.9月に貸し付けが終了している ※受付可能期間 9月1日～12月31日
B	☆	◇	◇	◇								○ R3.6月に貸し付けが終了している ※受付可能期間 6月1日～12月31日
C		☆	◇	◇	◇							○ R3.7月に貸し付けが終了している ※受付可能期間 7月1日～12月31日
D			☆	◇	◇	◇						○ R3.8月に貸し付けが終了している ※受付可能期間 8月1日～12月31日
E				☆	◇	◇	◇					○ R3.9月に貸し付けが終了している ※受付可能期間 9月1日～12月31日
F					☆	◇	◇	◇				○ R3.10月に貸し付けが終了している ※受付可能期間 10月1日～12月31日
G						☆	◇	◇	◇			○ R3.11月に貸し付けが終了している ※受付可能期間 11月1日～12月31日
H							☆	◇	◇	◇		○ R3.12月に貸し付けが終了する ※受付可能期間 12月1日～12月31日
I									☆	◇	◇	◇ × 貸付終了がR4.1月以降のため

※凡例 : ◇…特例総合初回 ◆…特例総合延長 ☆…特例緊急小口資金

### <再貸付申込の流れ（例）>



※申込書等の提出方法は各市町村社協によって異なるので、ご留意ください。

○お問い合わせはお住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

※問い合わせが多数寄せられています。申込受付方法などは各市町村社協のホームページに掲載されていることがあるので、まずはホームページをご確認ください。

○再貸付に関する埼玉県社会福祉協議会への問い合わせ

070-4360-2110 (9:00～16:00 土日祝除く)

※こちらも問い合わせが大変混み合っております。

## 特例総合支援資金再貸付に関するQ & A

Q1	総合初回、総合延長の特例貸付を受けた時は2人世帯だったが、単身世帯になりました。貸付金額は総合初回、総合延長の特例貸付を受けた時と同じく、月額20万円で申し込みますか？
A1	月額20万円では申し込みません。 <u>再貸付申込時に単身世帯であれば、申込可能上限月額は15万円です。</u>
Q2	総合初回、総合延長の特例貸付を受けた時は単身世帯だったが、結婚したため2人世帯になったので、月額20万円で申し込みますか？
A2	申込できます。 その場合、再貸付申込書に世帯員全員の住民票を添えて申し込んでください。
Q3	総合支援資金の特例貸付を受けていますが、緊急小口資金の特例貸付は受けていません。申込できますか？
A3	まず、緊急小口資金の特例貸付を受けていただく必要があります。それでも不足する場合、併せて再貸付の申込をしてください。
Q4	特例緊急小口資金は妻が借受人、特例総合支援資金は同一世帯の夫が借受人です。どちらが再貸付の申込が出来ますか？
A4	再貸付の申込者は特例総合支援資金の借受人である夫が対象者になります。
Q5	すぐに資金が必要なので、急いで送金してほしい。
A5	人員を増員するなどの対応をしていますが、申込が殺到しており、現時点では、申込書が本会に到着してから、 <u>送金までに1か月程度の時間がかかる見込みです。</u> 今後の申込状況によっては、更に時間を要する可能性があります。 また、提出書類の不足・記載内容の不明事項・未記入・誤記入があった場合、再提出や確認をお願いすることが必要となり、更に時間を要することになるため、申込前に十分ご確認ください。
Q6	申込書が埼玉県社協に到着しているか確認したい。 また、貸付が受けられるかどうか、貸付金がいつ振り込まれるか教えてほしい。
A6	大変申し訳ございませんが、個別の問い合わせはお控えくださるようお願いします。 ※上記のお願いをしているところですが、個別の状況に関する問い合わせが多数あります。お急ぎ・お困りの状況であることは承知していますが、申込が殺到している中から、個別の状況を確認し、回答を行うことで、全体の審査・送金手続きの遅延につながっています。 重ねてのお願いになりますが、個別の問い合わせはお控えくださるよう何卒お願いいたします。 ※市町村社会福祉協議会への問い合わせも同様に、お控えくださるよう重ねてお願い申し上げます。
Q7	再貸付の申込をしたいが県内で転居をした。手続方法は？
A7	転居先の市町村社協に、再貸付申込時に転居後の世帯全員分の住民票を添えて申込してください(併せて、転居前の市町村社会福祉協議会へ転居した旨の連絡をしてください)。

次ページに続きます

Q8	他県で特例の貸付を受けていましたが、埼玉県に転居したので、再貸付は埼玉県で申し込みしたいのですが、どうしたらよいですか？
A8	埼玉県では初めての特例貸付の申込となるので、埼玉県で特例総合支援資金の初回申込時に必要な書類と同じものを一式準備いただき、転居先の市町村社会福祉協議会に提出していただきます（ <a href="https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_22.html">https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_22.html</a> ）。具体的な必要書類は市町村社会福祉協議会に御相談ください。なお、あくまでも再貸付としての申込になるため、総合支援資金の延長申込の対象にはなりません。
Q9	総合再貸付の据置期間が再変更されたとのことですですが、どのようになりますか？
A9	<p>令和3年3月19日の制度変更により、据置期間が12か月から一律で36か月に延長されました。</p> <p>そして更に、令和3年11月22日の制度変更により、令和6年12月31日まで据置期間が再延長されました（申込時に提出いただく借用書の様式には、貸付事務手続きの迅速化を図るために、再貸付受付開始当初のまま12か月と印字しています）。</p> <p>上記のように、据置期間が再延長されたことにより、埼玉県で再貸付を受けた方の償還開始日は、原則として令和7年1月1日～となります。</p> <p>なお、総合再貸付の貸付を受けた方全員に、このことに関するお知らせを令和4年春頃に送付予定です。</p> <p>※なお、総合再貸付受付期間の度重なる延長など、国による特例貸付の制度改革が頻繁に行われているため、お知らせの送付予定が遅れる可能性があります。</p>